



2025年11月26日
第82号

JR 東労組 Yokohama



JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申 第7号 首都圏本部におけるグループ会社と一体となった 業務執行体制の深度化に関する解明申し入れ 提出！

JR東労組横浜地本は2025年4月10日に、表題の施策の提案を受け、関係する分会や検修プロジェクト会議にて組合員と議論を進めてきました。提案では、鎌倉車両センター中原支所において、新系列車両の機能保全および臨時修繕作業の委託を進めるとされていますが、機能保全の施工体制や臨時修繕作業の直外区分、実施期日以降のJR本体の体制は示されていません。

現場では「今後の中原での働き方がどうなっていくのか不安がある」「プロパーの技術を高め切れるのか不安がある」「職場風土に課題があるまま委託することは懸念がある」などといった不安の声が出されています。中原支所がメンテナンスする南武線・鶴見線車両は、横浜エリアで特に過密な通勤通学輸送を担っており、当社内における短編成・中編成・長編成すべてのワンマン運転方式に対応する車両が配置されています。また沿線に派出検査がないことから、輸送障害発生時には直ちに出動する体制が取られており、JR本体がフィールドを持つことでの機動力を存分に生かした、安全安定輸送を実現しています。

私たちJR東労組横浜地本は、JR本体の体制の変化と、委託するグループ会社における、不十分な教育体制や業務負担の増大による安全の低下があつてはならないと考えます。また、本施策により技術力と車両品質が低下し、南武線・鶴見線の輸送品質が悪化することもあってはならないと考えます。

よって現場の声をもとに、労使で課題の認識一致を図り、安全を基軸として技術継承を永続し、社員が不安なく働く職場を実現するため、11月26日、首都圏本部に対して表題の申し入れを行いました。

<申し入れ内容・計22項目>

1. 実施日以降に中原支所に配置するJR本体の体制と担務内容について示すこと。
2. 本施策によりJR本体で発生する担務変更や異動、および本人の希望把握の考え方について示すこと。
3. これまで行ってきた統括センターとの融合と連携や、営業線サポートの取り組みについて、実施日以降の担当者の考え方を示すこと。
4. 南武線および鶴見線における雪害体制、および事故復旧区域について、変更があるのか明らかにすること。
5. 体制の変更に伴い、業務用自動車の配置について、変更があるのか明らかにすること。
6. JR本体が施工する定期検査に関する、JR本体の要員配置の考え方を示すこと。また、定期検査に付帯する業務(消耗品交換・補充、フィルタ清掃等)の直外作業区分について示すこと。
7. 機能保全完了時の受け取り検査については、JRとしてどのように行うのか示すこと。また検査の完了は、グループ会社の作業完了をもって行うのか、その後のJRによる受け取り検査の完了をもって行うのか、考え方を示すこと。
8. 工具や試験機について、JR本体とグループ会社が共用する場合の所有区分について考え方を示すこと。
9. 車両の定期検査に併施して行っている一斉点検や一巡点検、改修工事、電池取替等の直外区分の考え方を示すこと。
10. グループ会社が施工する機能保全中に発見された不具合への対応について、他編成との部品の振替や流用が必要となった場合は、グループ会社の判断で行うのか考え方を示すこと。
11. グループ会社が施工する機能保全において、総合車両センターに保管された予備品が必要な場合、運搬の実務やバイク便等の手配はグループ会社が行うのか考え方を示すこと。
12. E233系の機能保全工程については、2021年11月提案「新系列車両機能保全体制の見直しについて」(横浜支社)により、年保全を計5名体制、月保全を計4名体制に変更してきたが、本施策による委託にあたって変更するのか示すこと。
13. 首都圏本部として、機能保全および交番検査の標準化の取り組みを行う中で、車種別の標準工程や標準時間が検討されているが、委託後の機能保全に対しても標準化を適用するのか示すこと。
14. 委託する機能保全の作業に関して、グループ会社の見習いスケジュールとプロパー社員の養成規模を示すこと。また、委託後のグループ会社における教育体制の考え方を示すこと。
15. 教育を目的としたJR社員の出向について、行う場合の規模感と対象者の考え方を示すこと。
16. 委託する機能保全の作業における電子チェックリストについては、グループ会社が同等の環境を継続して使用できるようにするのか示すこと。
17. 臨時修繕作業について、JR本体が継続して行うものと、グループ会社に委託するものについて直外区分を示すこと。特に、無線機や防犯カメラ記録メディア読み出しの作業についての取り扱いを示すこと。
18. 臨時修繕の委託作業について、グループ会社社員への教育・訓練スケジュールと、必要な資格取得に向けた考え方を示すこと。
19. 矢向電留や弁天橋構内への出張修繕の直外区分について考え方を示すこと。
20. メーカー改修作業の立会いや、部外者入所時の安全教育の対応を委託するのか示すこと。
21. 本施策に伴う委託先会社が、さらに第三者へ業務委託する可能性について考え方を示すこと。
22. 本施策に伴う、JR本体およびグループ会社検修社員の詰所の変更があるのか示すこと。

施策で変化する中原支所の車両メンテナンス体制の問題点を考えよう